

三十日分まで低下することを得しめ辛うじて從來の勞務に服すことを得るより軽易ならざる他の勞務に服する可能を失ひたるものに對しては九十日分以上の扶助料を支給するとして適當なるものと認む

次に遺族扶助料につきて見るに諸問案は之を以て終身勞務に服する能はざる場合よりシガ額の扶助を以て足了シのとなせる上署に經濟上より見シムシル然らざる場合あるのみならず遺族慰藉の趣旨を含ま一むべきルのなエを以て終身勞務に服すること能はざるシニに対する場合と同額と爲オセ以て適當ガリと認む

打切扶助料は療養三年を経マシ猶治療せぬ場合に

支給せらるゝシのなエを以て、其の支給を受く者
は傷病重篤にて多くは將來治癒することあるも勞
務に服する能はざり障害を遺すべきシのと推定する
さ妨かざ而シ尙治療に至リ近療養費の支出を要する
の状態に在リ故に障害扶助料第二號と同額となオキ
以て適當ガリと認む

四、試期は之を二週間とする（諸問案第三二三）

永續的雇傭關係に入スに先ち作業適否を決定するに
は一週間の短期日を以て不充分の場合又はベシ二
週間を以て適當なる期間と認む

五、就業規則は常時職工十五人以上を使用する工場に
は之を制定せしむること（諸問案第三四）
就業規則を制定し雇傭及就業に關す諸條件を明に